

平成26年3月27日 静岡地方裁判所

決 定 骨 子

有罪の言渡を受けた者 袴田 巖

主 文

本件について再審を開始する。

有罪の言渡を受けた者に対する死刑及び拘置の執行を停止する。

理 由 の 骨 子

第1 再審の開始

- 1 弁護人が提出した証拠、とりわけ、5点の衣類等のDNA鑑定関係の証拠及び5点の衣類の色に関する証拠は、新規性の要件を満たすものであり、以下の事情に照らせば、刑事訴訟法435条6号の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」に該当する。
- 2 DNA鑑定関係の証拠は、確定判決が、袴田が犯人であることの最も有力な証拠としている5点の衣類につき、それらが、袴田のものでも、犯行着衣でもなく、後日ねつ造されたものであったとの疑いを生じさせるものである。
- 3 5点の衣類の発見当時の色合いや血痕の赤みは、弁護人が提出した模造5点の衣類の味噌漬け実験結果等からみても、味噌の色に比して薄く、血痕の赤みも強すぎ、長期間味噌の中に隠匿されていたにしては不自然である。
- 4 5点の衣類に関する新旧証拠（5点の衣類の発見経緯、ズボンのサイズ、シャツの損傷と袴田の傷の位置関係、ズボンの端布の押収経過等に関するもの）を総合評価しても、5点の衣類がねつ造されたものであるとの疑問は払拭されないから、5点の衣類により、袴田が犯人であると認めるには合理的な疑いが残る。
- 5 5点の衣類以外についての新旧証拠（たとえば、袴田のバジヤマ、袴田が知人女性に渡したとされる紙幣、袴田の左手中指の切創等に関するもの）を総合評価しても、それらは、袴田の犯人性を推認させる力がもともと限定的

又は弱いものしかなく、自白調書も、それ自体証明力が弱く、その他の証拠を総合しても、袴田を犯人であると認定できるものではない。

第2 執行停止

1. 再審を開始する以上、死刑の執行を停止するのは当然である。
- 2 袴田は、捜査機関によってねつ造された疑いのある重要な証拠によって有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきた。無罪の蓋然性が相当程度あることが明らかになった現在、これ以上、袴田に対する拘置を続けることは、耐え難いほど正義に反する状況にある。

よって、当裁判所は、刑事訴訟法448条2項に基づき、裁量により、拘置の執行も停止する。

以上